

答申第 891 号

諮問第 1569 号

件名：JR 東海との打合せについて等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした同表の 2 欄に掲げる部分のうち、同表の 4 欄に掲げる部分については、現時点においては開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 7 月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 当該行政文書に記録された情報は、全面的に開示しても、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第 7 条第 6 号に該当しないため。

(イ) 条例は、目的として、情報公開により、「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする」としている。よって、条例の条文の解釈はこの目的に照らしてされねばならない。

(ウ) 本情報公開請求は、リニア中央新幹線事業に関するものである。本県内でのリニア中央新幹線事業は、開削工事でされる名古屋駅周辺を除けば、すべて大深度地下トンネルの工事とされる。大深度地下の工事は本県ではじめてのものであり、その行政手続きや工事のあり方をめぐって県民の間には、大きな疑問と不安がある。よって、本事業に県当局がどのように対応しているのかを詳細に知ろうとするのは、県民として当然の権利である。

(エ) 本情報公開請求に対して、一部不開示の理由とされている「第三者」は、本事業の事業者である JR 東海に外ならない。確かに JR 東海は民間企業である法人である。県当局は、このことをもって条例第 7 条第

3号を理由に、肝心な部分の情報公開を拒否している。しかし、世間においては、本事業は国家的プロジェクトとされ、3兆円の財政投融資の対象となっており、極めて公共性の高い事業である。JR東海を単に「第三者」とする判断には強く異議を申し立てたい。

(オ) 翻って、国鉄の分割民営化がされずに、国鉄として本事業が営まれていたら、情報公開でどうなるであろうか。当然のことながら、すべてが情報公開の対象にされたに違いない。近年公共部門の民営化が急速に進行しているが、民営主体に対して単純に条例第7条第3号が適用されるならば、民営化は県民の知る権利を奪う結果になる恐れ大なのである。

(カ) 本事業は国家プロジェクトと言われる大事業であるから、当然のことながら、事業に反対する県民も存在する。県当局は非開示の根拠として条例第7条第5～6号を挙げているが、これは事業をめぐる県民の賛否の議論を封じるものに外ならない。県当局が、JR東海にとって不都合な情報を隠蔽することに協力して、本事業が邪魔なく進展されることを、情報開示是非の判断基準にしていると言わざるを得ない。

(キ) リニア中央新幹線事業に対する県当局の態度は、「事業主体はJR東海ですから」と逃げ回っている姿勢が顕著であり、県民としては「悲しい」の一語に尽きる。県民の生命・安全に責任を負っているはずの県当局は、積極的に事業内容に介入し、JR東海の異議を抑えて県民のために情報を提供するのが、地方自治の本旨に則^{のつと}った県政の姿である。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本論に入る前に、本件についての実施機関の事務手続きのあり方に疑問を禁じ得ない。

本件の審査請求人が実施機関に対して、行政文書開示請求書を提出したのは、平成29年6月16日で、請求事項は、「現在進められているリニアの工事について、大深度地下法に関する会議、連絡などの文書のすべて」というものであった。その後、当該行政文書の担当が、振興部交通対策課と建設部建設企画課の2課にわたることから、決定期間延長通知書や行政文書一部開示決定通知書が、それぞれの課から同日に送達されてきた。審査請求人は当然の事務処理と受け止め、平成29年10月18日、両課の行政文書一部開示決定を不服として、全面開示を求めて、一括して本件審査請求を提起した。

ところが、その後、両課の事務処理が大きくズレることになった。すなわち、審査請求に関する「弁明書の送付及び反論書の提出について（通知）」が審査請求人に送達されたのは、建設企画課からは平成30年6月7日付であり、交通対策課からは平成30年7月13日付で

あった。当然反論書の提出期限も大きく異なっていた。先に送達された建設企画課に電話で事情を聞いたところ、対象の行政文書の量が交通対策課の方が多いため、弁明書の作成に時間がかかっているためだろうということであった。

実施機関は、県民たる審査請求人が求めている情報の開示をどのように考えているのであろうか。JR 東海が進めているリニア新幹線事業が県民にどんな影響を与えるのかを知りたくて、大深度地下法に関するものに絞って開示請求をしたものである。関係する課が 2 課にわたっても、県民はリニア新幹線事業の情報をトータルで知りたいのである。特に手続きが遅れた交通対策課の怠慢は遺憾としか言い様がない。猛省を求めるものである。

(イ) さて、弁明書の論点は大きく 2 点に分かれる。すなわち、条例第 7 条の第 2 号及び第 3 号を根拠とする部分と、同条第 5 号及び第 6 号を根拠とする部分とに。

前者の論点に関して、弁明書は、リニア新幹線の事業主体である JR 東海は、条例第 7 条第 3 号の括弧内に明示されている「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」ではないから、条例上の一法人であると判断して、機械的に同条第 3 号イを適用しているに過ぎない。そして、JR 東海の職員は公務員ではないからと、これまた機械的に同条第 2 号を適用しているのに過ぎない。

しかし、審査請求人は以下の理由から、条例制定の趣旨・目的から判断して、保護されるべき個人情報、公務員と JR 東海職員とにおいて等価であると考えらる。

a JR 東海職員の氏名、役職及び保有資格を、個人に関する情報として秘匿することの社会的妥当性について

そもそも条例が、第 7 条第 2 号ハ、において、公務員の場合は、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行に係る部分」の開示を求めているのは、何のためであろうか。言うまでもなく、職務遂行上の公務員に関する情報は、人権擁護の観点から秘匿されるべき個人情報ではなく、県民が、公務員としての職務がどのように遂行されるか、されたかを知る権利の方が重要であるとされているからに外ならない。

この判断基準を、本件情報開示請求に当てはめて考えると、本件情報開示請求が求めているのは、JR 東海社員に関する一般的な個人情報ではなく、JR 東海社員がリニア新幹線事業を推進する上での「当該職務遂行に係る部分」に外ならないのであって、リニア新幹線事業の規模の巨大性、社会的影響の大きさを考えると、県民が、事業の遂行の過程を知る権利の方が、社会的にはるかに重要である

ことは明白である。

b 条例が公にすることを求めている情報について

一方、条例が、例外なく公にすることを求めている情報がある。それが、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」の情報である（条例第7条第2号ロ、同条第3号ただし書）。

この重要な規定について、県職員は、単なる飾り言葉としか考えていないと思われてならない。

リニア新幹線事業に見直しを求めている人々は、まさにこの事業が「人の生命、健康、生活又は財産を保護」する観点から問題ありとして異議を申し立てているのである。

本件開示請求にあたって、県当局が開示しないことにした部分につき、上記条文との関係において、どのような検討がされたのかが、明らかにされるべきである。

c 後者、すなわち条例第7条第5号及び第6号を根拠とする部分への反論

(a) 弁明書は、条例第7条第5号の適用について、JR東海が情報開示されることを意識して、知事に対して詳細な情報を提供しなくなって、知事的意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、としている。こうした判断は、リニア事業の大深度地下使用認可申請書が作成されるまでは、知事とJR東海が秘密裏に協議を進めて、県民の存在などは視野に入れないという行政姿勢を明らかにしているものに外ならない。知事は、JR東海から知り得た情報を積極的に県民に提供して、県民の中の様々な議論を巻き込んだ上で政策決定をするというのが、民主的な行政の基本である。

(b) 弁明書は、条例第7条第6号の適用について、全幹法に定められたリニア事業への愛知県の協力義務を根拠に、事業を批判する県民の意見を、「利害関係者等からの圧力、干渉等の影響」と規定して、「大深度法認可申請の計画に関する事項等は、条例第7条第6号に該当する」と言い切っている。これは、リニア事業の建設促進のためには、事業を批判する県民の意見には一切耳を貸さないと言っているのと同義である。まさに情報公開条例制定の趣旨・目的を無視した暴挙と言わねばならない。

d 法による説明会が終了した今日における情報開示について

ところで、JR東海は国交大臣に対して、リニア新幹線事業につき平成30年3月20日に大深度地下使用の認可申請をし、愛知県下においても平成30年5月中に5回の説明会を行っている。つまり、本情報公開が求めた情報はすでに過去のものとなっており、JR東海の大深度地下使用認可申請書はすでに完成している。もはや、実施機関

が JR 東海に礼を尽くして、情報を秘密にしておく理由はなくなったのである。他方、県民が、JR 東海が、大深度地下使用認可申請をする過程で、県当局とどのような協議をしたかを知ることが、県の政策決定過程を知る一助となり、県政への信頼を醸成する上で、不可欠な要素である。

よって、本情報公開請求が求めている情報は、一点の黒塗りもなく開示されるべきである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、一つ苦言を呈したい。これは愛知県の行政の在り方の問題であるが、情報公開を受け付ける部署か、あるいはその事案を抱えている部署の責任なのか分からないけれども、今回の場合は、振興部と建設部に情報の源が分かれていた。これは、普通の県民が初めから知るわけではないので、情報開示請求を出してみたら分かったことである。それによって、弁明書を出されるのが、一月ぐらい遅れて、2 回にわたって反論書を書かなければならないようなことになった。

この問題はどこにあるかということ、情報開示請求を受け付けるときなのか、あるいはそのときに担当部局を呼ぶときなのか分からないが、何のために当該県民が情報開示を要求しているのかということ、県当局としては把握しておいてほしいと、つくづく思う。

情報開示請求者はリニア事業についての経過というか、今回の場合は大深度地下法の行政手続についての公開を求めていると分かっているはずであるので、一つのテーマとして県民に対応するようにしてもらいたい。冒頭に、意見を述べておく。

今回の情報開示についての意見としては、リニア中央新幹線の事業の不可解さ、不思議さというのが、そもそも 2007 年に JR 東海が、国の方がもたもたしているのであれば、うちの金だけでやりますよというふうにして、事業を始めることを意思決定して、それを受け国交省が行政事務手続に動いたというところにおいて、いわゆる国家的プロジェクトだというふうに言われており、プロジェクトの大きさから言えばそういうものだと思うが、そういうものが一企業によってやるということで始められたという矛盾である。

これが情報公開にも大きく響いている。私が情報公開されないことを納得しない、一番大きな原因である。要するに、私企業がやることだから、条例の第 7 条第 2 号、第 3 号が機械的に適用されて、JR の職員の氏名すらも、あるいは身分すらも明らかにされない。

この点に関し、大深度地下法の行政手続の中で、平成 30 年 7 月 6、7 日と、国交省が主催する公聴会が開かれた。名古屋市でも開かれた。

どういうふうなやり取りがあったか読み上げると、「公務員の場合は、

その職務の遂行に関するものである限り、情報公開請求があれば個人情報も公開される。ところが JR 東海の職員であれば、公益的事業に携わっているながら、全てを秘密にすることができる。この矛盾をどうお考えか。」という質問に対し、答えは「公にすることにより、競争上の地位や正当な権利を害するおそれがあるものは、開示しない」。これは、条例の一文をそのまま引用して答えている。「どういう場合に、そのおそれがある場合になるのか。」という質問に対する回答は、「例えば行政との協議中に情報が漏れることがあれば、私どもと相手方双方に迷惑がかかるから、情報公開はしない」。それで、「物事が決定されるまでは、県民には知らせない方がよい、知らしむべからず由らしむべきですか。」という質問に対し、「決定された段階では、きっちりと開示をいたします。」というやり取りがあった。

条例を読んでみると、一律に私企業の職員なら名前を伏せればよいというふうに書いてあるわけではない。「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」場合は、公務員でなくても、そういう情報を公開してもいいというふうに書いてある。

それで、リニアをめぐる問題というのは、リニアの事業に疑義を持っている立場から言えば、まさに事業そのものが県民の生命・健康・生活・財産、これに影響するからゆえに異議ありと言っているわけであり、こういうものを、もう少し柔軟にというか、拡充してというか、そういうふうに考えて、要するに、JR 東海のやっている事業は公共事業とほとんど変わらないことをやっているわけであるから、そういう場合にはいわば指導というか要請というか、県の側が JR 東海にしてもよいのではないか、というふうに思う。

条例第 7 条第 5 号、第 6 号については、全幹法の第 13 条第 4 項、要するに、全幹法で認められた事業には、県はいろんな行政手続とか用地買収とかにも、新幹線を造る主体に対して協力をするという条項があるので、それを根拠にして愛知県はリニア新幹線を推進する、この法律によって推進する立場だから、そういうものを妨害するような要素については一切情報公開しないというふうに読める弁明書が出されている。

その中で JR 東海が開示されることを意識して情報をくれないと、ちゃんとした判断が行政としてできないというような感じの言い回しのところがあるけれども、認可を申請するのは、愛知県ではなく JR 東海であるから、JR 東海がまともな情報を開示しないまま国交省が認可することはないわけであり、事業主体による JR 東海の判断の話であって、愛知県がそれに協力して、いわば情報を出さないことに協力するという姿勢、この 5 号、6 号の解釈に、到底納得できない。

民主主義の原則であるけれども、要するにこのリニア事業については、

JR 東海が 3 兆円なり 5 兆円なりの資金繰りだったらできるから、自分が勝手にやるよというふうに言い出しているから、国会でも何の議論も起きなかった。県議会でも是非をめぐる議論はほとんど起きなかった。

要するに県民を巻き込んだリニアの是非論に対する議論が全くされないまま、ここまできてしまったところに根本的な問題があるような気がする。それを是正するためにも、徹底的な情報開示をするように求めたい。

次には、情報開示を請求する立場から言うと、開示される時期の問題というのが、無視できないものとしてある。

このリニアの事業については、平成 26 年 10 月 17 日に工事実施計画（その 1）の認可が国交省からされて、新聞でにぎわしておるように、いろんなところで用地買収なり工事が始まっている。私がこの大深度地下法に関する手続について、開示請求をしたのは平成 29 年 6 月 16 日付けである。その最初の認可がされてから約 3 年経過しているわけであり、この事業に関心を持っている者としては、この間大深度地下に対する手続がどの程度進んでいるだろうかというようなことを知りたいと思って情報公開請求をした。

ところが、普通は 2 週間で開示がされるわけであるけれども、JR 東海が条例上の第三者であるということによって、30 日延ばされる。しかも部分開示の通知があっても、条例第 15 条第 3 項の規定によって 2 週間、コピーを頂くのは延ばされる。ずるずるずるずる延びていく。審査請求をすると、忘れた頃に弁明書が出てくる。で、今日に至っている。ものすごい時間が経っているわけであり、既に認可は終わっている。情報公開を請求した人間から言うと、情報公開を請求したメリットがどこにあったのかということと言わざるを得ない。

そういうことも含めて、JR 東海を第三者として丁寧に扱うことの問題、それから、条例に基づいたいろいろな手続の間の問題、そういうものをもう一度考えてもらいたいと思う。

最後に、先程触れたことを改めて言うが、JR 東海が使う大深度地下の使用認可が、平成 30 年 10 月 16 日付けで既に出された。先程読み上げた公聴会でも、最後に JR 東海は、決定された段階ではきちりと開示しますというふうに言った。

少なくとも条例第 7 条第 5 号、第 6 号に関する分については、黒塗りをやめて改めてきちんと開示をしてほしい。

JR 東海と愛知県その他の行政機関で、JR 東海が認可申請書を作る前に、どのような過程で政策決定をされたのか、過程を知る権利があると思う。そういう意味では済んでしまったことではなく、改めて開示をしていただくように要求する。

最後に付け加えると、平成 30 年 9 月、確か 15 日だったというふうに

記憶しているけれども、JR 東海はかつて愛知県産業貿易館本館であった跡地に造るリニア中央新幹線用の変電所の工事を特定の業者に発注した。

平成29年の暮れに、特定の業者を含むスーパーゼネコンの談合問題が大騒ぎになった。

もしこれが普通の公共事業であったら、談合が明らかになった時点で、当該行政機関の国会なり議会なりで大騒ぎになって、真相究明の議論が沸き上がる。ところが、JR 東海は私企業だからということで情報公開しない。9月になったら、談合に参加した特定の業者に工事を発注している。普通の公共事業では考えられないことである。国民全体に何も知らせないまま、事業が一方的に進められていく感じがしてならないので、改めて黒塗りでないまっさらな情報開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 文書1「JR東海との打合せについて (H29.1.20)」について

文書1は、平成29年1月20日に東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）の社員が愛知県振興部交通対策課リニア事業推進室（以下「リニア事業推進室」という。）へ、リニア中央新幹線（以下「中央新幹線」という。）建設に係る大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「大深度法」という。）の認可申請に必要なボーリングデータの提供について依頼を行うために来庁した際に行われた打合せに係る記録であり、打合せ記録及びJR東海からの依頼文で構成されている。打合せ記録には、打合せの日時、場所、出席者、主なやり取り等が記載されている。また、JR東海からの依頼文には、日付、本文、利用目的、提供資料、提供方法、取扱い、JR東海の担当及び連絡先が記載されているほか、別紙として平面図が添付されている。平面図は、春日井市内の一部における大深度法第2条第3項の事業区域のおおむねの位置及びボーリングデータの提供を依頼する箇所が示されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録のJR東海の出席者名及び主なやり取りの一部並びにJR東海からの依頼文のJR東海の担当者名及び連絡先の電話番号である。

イ 文書2「大深度地下使用手続に関するJR東海との打合せについて (H27.11.9)」について

文書2は、平成27年11月9日にJR東海の社員がリニア事業推進室へ、中央新幹線建設に係る大深度法の認可申請に必要な井戸等の物件調査について依頼を行うために来庁した際に行われた打合せに係る記録であり、打合せ記録、JR東海が作成した地権者に対する依頼文、大深度事業区域にかかると考えられる愛知県が所有する土地のリスト、大深度

法第 13 条に基づく物件調査を実施するおおむねの範囲が示されている調査範囲図及び大深度法第 2 条第 3 項の事業区域のおおむねの位置が示されている平面図で構成されている。打合せ記録には、打合せの日時、場所、出席者、概要等が記載されている。JR東海が作成した地権者に対する依頼文は、町内会で回覧したもの、ポスティングしたものと及び郵送したものの 3 種類があり、表題、本文、調査方法、調査対象、調査時期、井戸調査員に関する事項、請負者及び調査会社に関する事項、調査票様式、JR東海の連絡先等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録のJR東海の出席者名及び打合せ概要の一部並びにJR東海が作成した地権者に対する依頼文の井戸調査員に関する事項のうち身分証明書の様式並びに問い合わせ先である請負者及び調査会社の名称、住所、担当者名及び電話番号である。

ウ 文書3「中央新幹線（東京都・名古屋市間）大深度地下の公共的使用に係る事業概要書に関する説明会の開催について（H26. 4. 22）」について

文書 3 は、平成 26 年 4 月 22 日にJR東海が開催した「中央新幹線（東京都・名古屋市間）大深度地下の公共的使用に係る事業概要書に関する説明会」を傍聴したりニア事業推進室職員による本件説明会の内容の記録であり、説明会記録並びに主催者からの配付資料及び開催通知文書で構成されている。説明会記録には、日時、場所、出席者、説明会概要等が記載されている。また、主催者からの配付資料は大深度法第 12 条第 1 項の規定による事業概要書であり、宛名、発信者名、事業者の名称、事業の種類、事業区域の概要、使用の開始の予定時期及び期間、事業計画の概要、事業概要図等が記載されている。開催通知文書はJR東海が本件説明会の開催を通知するものであり、日時、場所、大深度法における「事前の事業間調整」の手續の説明等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、説明会記録のJR東海の出席者名である。

エ 文書4「大深度地下使用に係るJR東海、県建設部（建設企画課、用地課）との打合せ（H26. 2. 5）」について

文書 4 は、JR東海から県に対し、大深度法に係る「事前の事業間調整」について情報提供するために行った打合せに係る記録であり、打合せ記録及びJR東海からの説明資料で構成されている。打合せ記録には、打合せの日時、場所、出席者、趣旨、結果の概要、主な内容等が記載されている。また、JR東海からの説明資料は、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）における大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく「事前の事業間調整」の実施について」という表題の未定稿の案段階のものであり、表題、日付、発信名、本文、事業概要書の概要、大深度法第 12 条に基づく「事前の事業間調整」手続き及び今後の進め方が記載されており、「事業概要書（案）」、「縦覧場所」その他参考資料が添付され

ている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録のJR東海の出席者名及び主な内容の一部である。

オ 文書5「リニア建設に係るボーリング調査実施についてのJR東海、県河川課との打合せ（H25. 11. 18）」について

文書5は、平成25年11月18日にJR東海の社員が愛知県建設部河川課へ、中央新幹線建設に係る大深度法の認可申請に必要なボーリング調査の県河川用地内での実施について依頼を行うために来庁した際に行われた打合せに係る記録であり、添付書類はなく、打合せ記録のみである。打合せ記録には、打合せの日時、場所、出席者、趣旨、内容等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録のJR東海の出席者名及び内容の一部である。

カ 文書6「リニア建設に係るボーリング調査実施についてのJR東海、県河川課との打合せ（H25. 10. 24）」について

文書6は、平成25年10月24日にJR東海の社員が愛知県建設部河川課へ、中央新幹線建設に係る大深度法の認可申請に必要なボーリング調査の県河川用地内での実施について依頼を行うために来庁した際に行われた打合せに係る記録であり、打合せ記録及びJR東海からの説明資料で構成されている。打合せ記録には、打合せの日時、場所、出席者、趣旨、内容等が記載されている。また、JR東海からの説明資料は、表題、地質調査内容、調査希望箇所等が記載されており、「仮設計画図（案）」、位置図、調査計画箇所の写真、「中央新幹線環境図」及び登記情報が添付されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録のJR東海の出席者名及び内容の一部である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書中のJR東海の出席者名及び担当者名であるJR東海の職員の氏名（役職を含む。）並びに文書2中の地権者に対する依頼文に記載された請負者及び調査会社の担当者名（以下「JR東海社員の氏名等」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

JR東海社員の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。また、JR東海の社員は公務員等ではないため、JR東海社員の氏名等は、同号ただし書ハに該当せず、さらには同号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。よって、条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第3号イ該当性について

(ア) 文書 1 中の打合せ記録の主なやり取りの一部、文書 4 中の打合せ記録の主な内容の一部、文書 5 中の打合せ記録の内容の一部及び文書 6 中の打合せ記録の内容の一部（以下「大深度法認可申請の計画に関する事項等」という。）は、打合せ時点での検討段階の情報が記載されている。

当該情報は、JR東海の中央新幹線建設事業における事前調整段階の未確定な情報であり、これを公にすると県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせ、その結果、JR東海の社会的評価の低下を招き、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、大深度法認可申請の計画に関する事項等は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(イ) 文書 1 中の JR東海の電話番号は、JR東海が公表していない情報であり、一般の問い合わせは中央新幹線愛知工事事務所及び環境保全事務所（愛知）を窓口として対応していることから、公表していない JR東海の電話番号が公にされると、JR東海の業務体制と無関係に問い合わせ、意見等が寄せられ、業務に必要な連絡に支障を来すなど、JR東海の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、当該電話番号は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(ウ) 文書 2 中の打合せ概要の一部には JR東海が発注した井戸調査の請負者の名称が記載されており、その箇所並びに文書 2 中の地権者に対する依頼文に記載された請負者及び調査会社の名称、住所及び電話番号（以下「井戸調査の請負者及び調査会社に関する情報」と総称する。）は、大深度法の認可申請に必要となる井戸調査に関するものである。これらの情報は、調査対象範囲の住民や法人のために示されているものにすぎず、不特定多数の者からの問い合わせ等を対象としたものではない。井戸調査については JR東海が主体となって行っているものであるが、これらの情報が公にされると、請負者や調査会社に対しても不特定多数の者から調査の遂行と関係のない問い合わせ、意見等が寄せられ、その結果、対応に労力を要するなど業務に支障を来し、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、井戸調査の請負者及び調査会社に関する情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(エ) 文書 2 中の井戸調査員が携帯する身分証明書の様式は、調査の際に民間の土地に立ち入る必要があることから、あらかじめ調査対象範囲の住民や法人に限り周知しているものであり、不特定多数の者が入手できるものとはなっていない。当該様式が公にされると、身分証明書の偽造が容易となり、犯罪等に悪用されるおそれがある。このことにより、大深度法の認可申請において必要となる大深度法第 13 条の井戸

調査及び調書作成の業務に支障を来し、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、井戸調査員が携帯する身分証明書の様式は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ 条例第 7 条第 5 号該当性について

本件行政文書は、JR東海が大深度地下使用に関して県に打合せに来庁した際に、リニア事業推進室が作成した打合せ記録であって、そのうち、大深度法認可申請の計画に関する事項等には、JR東海が国に対して大深度法の認可申請をするに当たっての打合せ時点での検討段階の情報が記載されている。

当該情報は、国が大深度法の認可をするに当たっての国における審議、検討又は協議に関する情報である。一方で全国新幹線鉄道整備法第 13 条第 4 項に基づく地方公共団体が講ずる中央新幹線に関する必要な措置として県が行う中央新幹線の建設促進に向けた県内部における検討にも使用する情報でもある。この検討段階の情報を公にすることにより、JR東海が開示されることを意識し、JR東海から検討中の事項に関する詳細な情報を得られなくなるおそれがあり、大深度法第 8 条に基づく地盤の状況、地下の利用状況等に関する情報の提供、大深度法第 12 条に基づく大臣から大深度地下使用協議会の構成員である知事への事業概要書の写しの送付等の事前の事業間調整、大深度法第 14 条第 2 項第 8 号から第 10 号までの使用認可申請書に添付する意見書の作成などのために行う国や県における大深度地下使用に関する事前協議等、中央新幹線事業推進のための各種審議において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、大深度法認可申請の計画に関する事項等は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

エ 条例第 7 条第 6 号該当性について

大深度法認可申請の計画に関する事項等には、JR東海が国に対して大深度法の認可申請をするに当たっての検討段階の情報が記載されている。当該情報は、国が行う大深度法の認可事務に関する情報であり、その情報を受けて県は、全国新幹線鉄道整備法第 13 条第 4 項に基づく地方公共団体が講ずる中央新幹線に関する必要な措置として行う中央新幹線の建設促進に関する事務を行っている。

当該情報を公にすることにより、利害関係者等からの圧力、干渉等の影響を受けるおそれがあり、その結果、国における大深度法の認可事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、JR東海が開示されることを意識し、JR東海から検討中の事項に関する詳細な情報を得られなくなり、中央新幹線事業を円滑に推進するための関係機関との連絡調整や地元住民等との調整などの県が行う中央新幹線の建設促進に関する事

務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。したがって、大深度法認可申請の計画に関する事項等は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、中央新幹線建設に係る大深度法に基づく大深度地下の使用の認可の申請に関して、JR東海と県が行った打合せに係る記録及びJR東海が開催した説明会を傍聴した県の職員による記録である。その構成及び記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分について、同表の3欄に掲げるとおり、JR東海社員の氏名等を条例第7条第2号に、JR東海の電話番号、井戸調査の請負者及び調査会社に関する情報並びに井戸調査員が携帯する身分証明書の様式を同条第3号イに、大深度法認可申請の計画に関する事項等を同条第3号イ、第5号及び第6号に該当するとして、不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、JR東海社員の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ JR東海社員の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識

別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

JR 東海社員の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。

審査請求人は、リニア新幹線事業に見直しを求めている人々は、この事業が「人の生命、健康、生活又は財産を保護」する観点から問題ありとして異議を申し立てており、本件開示請求に当たって同号ただし書ロとの関係において、どのような検討がされたのか明らかにされるべきであると主張している。実施機関が開示とした JR 東海社員の氏名等は、JR 東海と県が行った打合せ及び JR 東海が開催した説明会に出席した者の役職及び氏名の情報や井戸調査の請負者及び調査会社の担当者名の情報にすぎず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とは認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

また、審査請求人は、リニア新幹線事業の規模の巨大性、社会的影響の大きさを考え、同号ただし書ハの職務遂行上の公務員に関する情報の判断基準を当てはめるべき旨主張しているが、JR 東海の職員並びに請負者及び調査会社の担当者は同号ただし書ハに規定する公務員等でないことは文理上明らかであるので、JR 東海社員の氏名等は、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、JR 東海社員の氏名等が同号ただし書ニに該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、JR 東海社員の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

なお、同号ただし書は、同号イに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が記録されている行政文書については、開示することとしたものであ

る。

この考え方に基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした部分の同号該当性について、以下検討する。

イ 大深度法認可申請の計画に関する事項等について

(ア) 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件一部開示決定時点では、大深度法認可申請の計画に関する事項等を公にすると、県民に誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせ、JR 東海の社会的評価の低下を招き、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあったとのことである。

(イ) 当審査会において本件行政文書を見分したところ、大深度法認可申請の計画に関する事項等には、大深度法の認可申請の JR 東海及び国のスケジュールに関する事項、大深度法の認可申請の内容に関する事項、JR 東海の社内の検討状況並びに JR 東海の職員の個人的な見解が記載されていることが認められた。

(ロ) さらに、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、大深度法の認可申請は、平成 30 年 3 月 20 日に JR 東海から国土交通大臣に対しなされ、同年 10 月 17 日付けで認可されたとのことである。

(エ) 大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分には、大深度法の認可申請の JR 東海及び国のスケジュールに関する事項並びに大深度法の認可申請の内容に関する事項が記載されており、大深度法の認可申請については平成 30 年 10 月 17 日付けで既に申請は認可されていることから、現時点においては、当該部分を公にしたとしても、認可に影響を及ぼすことはなく、JR 東海の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分は、現時点においては、条例第 7 条第 3 号イに該当しない。

(オ) 一方で、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分を除いた部分には、JR 東海の社内の検討状況及び JR 東海の職員の個人的な見解が記載されており、一部開示決定当時のもとより、大深度法の認可申請について認可がされた現時点においても、公にすることにより、JR 東海の確定した計画や決定した事項と受け取られ、県民の誤解や憶測を招き、JR 東海の社会的評価の低下につながるおそれは否定できないことから、JR 東海の権利や正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分を除いた部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ JR 東海の電話番号について

実施機関によれば、不開示とした JR 東海の電話番号は、JR 東海が公

表していない情報であり、一般の問合せは中央新幹線愛知工事事務所及び環境保全事務所（愛知）を窓口として対応しているとのことである。

公表していない JR 東海の電話番号を公にすることとなると、これらの連絡先にも問合せ、意見等が寄せられることが想定され、これらの連絡先において行う通常の業務に支障を来すおそれがあり、JR 東海の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、JR 東海の電話番号は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

エ 井戸調査の請負者及び調査会社に関する情報について

実施機関によれば、井戸調査は大深度法の認可申請に必要となるものであり、これらの情報は、調査対象範囲の住民や法人のために示されているものにすぎず、不特定多数の者からの問合せ等を対象としたものではないとのことである。当該部分を公にすることとなると、井戸調査の請負者及び調査会社に対し調査対象範囲外の者から問合せ、意見等が寄せられ、井戸調査の請負者及び調査会社の業務に支障を来すなど、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。また、大深度法の認可がされた後であっても、様々な問合せ、意見等が寄せられ、業務に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、井戸調査の請負者及び調査会社に関する情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

オ 井戸調査員が携帯する身分証明書の様式について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、井戸調査員が携帯する身分証明書の様式には、発行者の具体的名称が記載されており、大深度法の認可申請に当たっての井戸調査が終了しているかどうかにかかわらず、当該身分証明書の様式を公にすると、偽造が容易となり、JR 東海の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、井戸調査員が携帯する身分証明書の様式は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

カ 条例第 7 条第 3 号ただし書該当性について

審査請求人は、本件開示請求に当たり実施機関が開示しないことにした部分につき、条例第 7 条第 3 号ただし書との関係において、どのような検討がされたのかが明らかにされるべきであると主張する。

条例第 7 条第 3 号ただし書の「公にすることが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいい、事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実には発生している場合のほか、その発生蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、前記イ(ウ)及びウからオまでにおいて条例第7条第3号イに該当するとした情報については、これらを開示しても、人の生命、健康等への危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防することにつながるものではないと認められることから、条例第7条第3号ただし書に該当しない。

キ 以上のことから、実施機関が条例第7条第3号イに該当するとして不開示とした部分のうち、別表の4欄に掲げる部分については現時点においては同号に該当しないが、同欄に掲げる部分を除いた部分については同号に該当する。

(5) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方にに基づき、大深度法認可申請の計画に関する事項等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関は、大深度法認可申請の計画に関する事項等は、国が大深度法の認可をするに当たっての国における審議、検討又は協議に関する情報であって、また、県が行う中央新幹線の建設促進に向けた県内部における検討にも使用する情報でもあり、公にすることにより、JR 東海から検討中の事項に関する詳細な情報を得られなくなるおそれがあり、国や県における中央新幹線事業推進のための各種審議において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると主張している。

ウ 前記(4)イ(エ)のとおり、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の4欄に掲げる部分には、大深度法の認可申請のJR 東海及び国のスケジュールに関する事項並びに大深度法の認可申請の内容に関する事項が記載されており、大深度法の認可申請については平成30年10月17日付けで既に申請は認可されていることから、現時点においては、当該部分を公にしたとしても、認可に影響を及ぼすことはなく、国や県における各種審議又は検討において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

エ 以上のことから、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表

の 4 欄に掲げる部分は、現時点においては、条例第 7 条第 5 号に該当しない。

オ 大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分を除いた部分は、前記(4)イ(ウ)、カ及びキにおいて述べたとおり、条例第 7 条第 3 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 5 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、大深度法認可申請の計画に関する事項等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関は、大深度法認可申請の計画に関する事項等には、大深度法の認可申請をするに当たっての検討段階の情報が記載されており、当該情報を公にすることによって、利害関係者等からの圧力、干渉等の影響を受けるおそれがあり、その結果、国における大深度法の認可事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、JR 東海が開示されることを意識し、JR 東海から検討中の事項に関する詳細な情報を得られなくなり、中央新幹線事業を円滑に推進するための関係機関との連絡調整や地元住民等との調整などの県が行う中央新幹線の建設促進に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあると主張している。

ウ 前記(4)イ(エ)のとおり、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分には、大深度法の認可申請の JR 東海及び国のスケジュールに関する事項並びに大深度法の認可申請の内容に関する事項が記載されており、大深度法の認可申請については平成 30 年 10 月 17 日付けで既に申請は認可されていることから、現時点においては、当該部分を公にしたとしても、認可に影響を及ぼすことはなく、国における大深度法の認可事務の適正な遂行に支障を及ぼしたり、今後 JR 東海から詳細な情報を得られなくなり、県が行う中央新幹線の建設促進に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあるとは認められない。

エ 以上のことから、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分は、現時点においては、条例第 7 条第 6 号に該当しない。

オ 大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分を除いた部分は、前記(4)イ(ウ)、カ及びキにおいて述べたとおり、条

例第 7 条第 3 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 6 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、別表の 2 欄に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(3)から(6)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(8) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
文書 1 JR東海との打合せについて (H29. 1. 20)	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の職員の氏名 (役職を含む。) 	条例第 7 条 第 2 号	なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ記録の主なやり取りの一部 (1 ページ目の下から 12 行目 16 文字目から 36 文字目まで及び下から 5 行目 2 文字目から下から 3 行目 2 文字目まで並びに 2 ページ目の 3 行目 19 文字目から 22 文字目まで) 	条例第 7 条 第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の下から 5 行目 2 文字目から下から 3 行目 2 文字目まで及び 2 ページ目の 3 行目 19 文字目から 22 文字目まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の電話番号 	条例第 7 条 第 3 号イ	なし
文書 2 大深度地下使用手続に関する JR 東海との打合せについて (H27. 11. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の職員の氏名 (役職を含む。) ・ 請負者及び調査会社の担当者名 	条例第 7 条 第 2 号	なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ概要の一部 (井戸調査の請負者の名称) ・ 請負者及び調査会社の名称、住所及び電話番号 ・ 井戸調査員が携帯する身分証明書の様式 	条例第 7 条 第 3 号イ	なし

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
文書 3 中央新幹線（東京都・名古屋市間）大深度地下の公共的使用に係る事業概要書に関する説明会の開催について（H26. 4. 22）	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の職員の氏名（役職を含む。） 	条例第 7 条 第 2 号	なし
文書 4 大深度地下使用に係る JR 東海、県建設部（建設企画課、用地課）との打合せ（H26. 2. 5）	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の職員の氏名（役職を含む。） 	条例第 7 条 第 2 号	なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ記録の主な内容の一部 （2 ページ目の 8 行目 2 文字目から 10 行目 19 文字目まで、11 行目 2 文字目から 39 文字目まで及び 34 行目 2 文字目から 35 行目 31 文字目まで） 	条例第 7 条 第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目の 8 行目 2 文字目から 9 行目 16 文字目まで及び 34 行目 2 文字目から 35 行目 31 文字目まで
文書 5 リニア建設に係るボーリング調査実施についての JR 東海、県河川課との打合せ（H25. 11. 18）	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の職員の氏名（役職を含む。） 	条例第 7 条 第 2 号	なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ記録の内容の一部 （1 ページ目の下から 12 行目 2 文字目から下から 11 行目 34 文字目まで及び下から 10 行目 2 文字目から下から 8 行目 26 文字目まで） 	条例第 7 条 第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の下から 8 行目 7 文字目から 26 文字目まで

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
文書 6 リニア建設に係るボーリング調査実施についてのJR東海、県河川課との打合せ (H25. 10. 24)	・ JR 東海の職員の氏名 (役職を含む。)	条例第 7 条 第 2 号	なし
	・ 打合せ記録の内容の一部 (1 ページ目の下から 7 行目 1 文字目から 21 文字目まで及び下から 6 行目 11 文字目から下から 3 行目 29 文字目まで)	条例第 7 条 第 3 号イ、 第 5 号及び 第 6 号	・ 1 ページ目の下から 7 行目 1 文字目から 21 文字目まで及び下から 6 行目 11 文字目から下から 3 行目 3 文字目まで

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 7. 13	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 9. 5	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 10. 30 (第 560 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 12. 18 (第 563 回審査会)	審議
31. 2. 18 (第 567 回審査会)	審議
31. 3. 15	答申